

## 第 2 1 回

# 大網白里市農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 月 1 0 日 (水)

農村環境改善センター 農事研修室

## 第21回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年1月10日（水）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（17名）

1番	平 賀 久 雄	2番	齊 藤 義 信
3番	小 川 一 成	4番	宍 倉 喜八郎
5番	川 寄 篤 之	6番	増 田 健 二
7番	平 賀 武	8番	加藤岡 一 弘
9番	内 山 充 弘（会長）	10番	中 村 和 敏
11番	川 嶋 一 美	12番	板 倉 小百合
13番	内 海 亮 一（会長職務代理者）	14番	梅 原 英 男
15番	齋 藤 重 幸	16番	鶴 澤 英 夫
17番	今 関 喜 明		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
（整理番号1～3）

第4 議案第2号 買受適格証明願（農地法第3条）について  
（整理番号1～2）

第5 議案第3号 農地法第52条の規定による情報の提供について  
（賃借料情報）

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について  
（利用権設定）

第7 議案第5号 非農地判断について（整理番号1～30）

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
（整理番号1）

第9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(整理番号1～3)

第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

(整理番号1～3)

第11 報告第4号 転用事実確認証明について(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長 野口裕之 主査 千葉利憲

主任書記 戸田久子 主任書記 長谷川聡彦

◎開 会

○議長 ただいまより、第21回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第21回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時01分)

---

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、梅原英男委員及び齋藤重幸委員をお願いいたします。

---

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

---

◎議案第1号(整理番号1～3)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から3について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、神房字宮ノ下、字堀込前、字殿谷、地目 田の7筆、面積1,428平方メートル、地目 畑の7筆、面積4,940平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中より左下の方に5つに点在して、1-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから15ページまでになります。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号2、申請地は、大網字折戸、字中台内、字竹之下前、地目 田の6筆、面積5,267平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、相手方の申し出によるため、義務者は、経営規模を縮小するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中よりやや右上の方に3つに点在して、1-2と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料16ページから21ページまでになります。

次に、整理番号3、申請地は、桂山字谷畑、地目 畑の2筆、面積353平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、自己所有の農地に隣接していて、耕作しやすいため、義務者は、維持管理できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中付近に2つに点在して、1-3と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料22ページから26ページまでになります。

なお、整理番号1から3の権利者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀（武）委員 それでは、議案第1号、整理番号1について調査報告します。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

昨年12月30日、菅谷推進委員と私で、現地を確認しましたが、綺麗になっている所と荒れている所が見受けられました。

権利者には電話で内容を伺いましたが、その中で現地在荒れている場所もあるので、そのような所をどのようにするのか伺いましたところ、権利者は私どもには機械がありますので、

それで整備していくということでした。

また、義務者宅に向かいましたが、義務者は一人暮らしで体調が思わしくなく、市外に住まれている子どもに電話で話を伺いましたところ、機械もなく、年々、荒れてしまうとのことで、申請に間違いはありませんということでした。

問題はないと思いますが、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 それでは、整理番号2について、ご報告申し上げます。

調査については、先月30日に加藤推進委員と権利者、義務者宅を訪問して行いました。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

申請地は、以前から権利者が耕作を依頼されていたことから、今回、義務者より後継者もないので今後も農地の維持管理ができないので、権利者に引き受けて欲しいとの話があり、引き受けることにしたとのことでした。

また、義務者からは後を継ぐ者もないので、処分することにしたので、よろしくお願いいたしますとのことでした。

権利者は認定農業者であり、地域の中核農家で問題はないと思われませんが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号3について、調査報告を申し上げます。

内容は、事務局の説明のとおりです。

今月7日、義務者は遠方のため、電話にて確認しました。

今回の申請に間違いはありませんとのことでした。

翌日、8日に鶴澤推進委員と権利者宅に伺い、現地確認と申請内容を確認しました。

権利者は、自宅に隣接しているで耕作しやすいとのことで、今回の申請に至ったとのことでした。

現地は綺麗に管理されており、問題はないと思いますが、慎重審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から3に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定いたします。

---

◎議案第2号(整理番号1～2)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、買受適格証明願(農地法第3条)についてを議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

本案件は、農地として利用する目的で、東京国税局の公売に参加するにあたり、買受適格証明願が提出されたものでございます。

本、買受適格証明願につきましては、農地法第3条の審査基準と同等の審議を行ったうえ

で許可の見込みがある場合に買受適格証明書を交付することになります。

その後、公売農地を落札された方は、落札者になったことを証する書面を添えて、農地法第3条の申請を行い、許可を受ける必要があることを申し添えます。

整理番号1、申請地は、金谷郷字中府中、地目 田の2筆、面積6,608平方メートルでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中より左下の方に2-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料27ページから34ページまでになります。

次に、整理番号2、申請地は、金谷郷字中府中、地目 田の2筆、面積5,170平方メートルでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中よりやや左下の方に2-2と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料35ページから42ページまでになります。

なお、整理番号1から2の申請者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から2の案件につきましては、一括して、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀（久）委員 それでは、議案第2号、整理番号1と2について、申請者が同一なため、一括して調査報告をいたします。

内容については、事務局説明のとおりでございます。

1月6日に伊藤推進委員と申請者宅に伺い、聞き取り調査と現地調査を行いました。

自宅近くの農地を東京国税局が公売するとの情報を得ましたので、自宅からも近く、経営規模を拡大するため、買受けの入札をしたいと思い、買受適格証明の申請になりましたとの回答を得ました。

申請した田はいずれも今年、耕作されていたので、耕作に支障のない状況です。



申請者は農業認定者ではありませんが、父親と意欲的に農業に取り組んでおり、トラクターなどの農業機械を所有しており、稲刈りはライスセンターの構成員であることから、何ら問題はないと思われませんが、皆様の慎重審議、よろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号の整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号2について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

---

### ◎議案第3号 (賃借料情報)

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、農地法第52条の規定による情報の提供についてを議題とします。

事務局から議案第3号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

本案は、農地の貸し借りをしようとする場合の目安となる賃借料について、本年1月からの賃借料情報を提供するため、お諮りするものでございます。詳細につきましては、千葉主査から説明いたします。

○千葉主査 本案の賃借料情報は、昨年1月から12月までの1年間における、農地法第3条

による農地の賃貸借や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により実際に締結された賃借料のデータを基にして、10アール当たりの賃借料の平均額、最高額、最低額を算出しております。

まず、田の部の賃借料につきましては、農業振興地域の農用地区域内の場合、320のデータを基にした平均額は14,000円、農用地区域外の場合、48のデータを基にした平均額は12,900円でございます。

参考といたしまして、大網白里市全域の平均額は、13,900円でございます。

次に、畑の部の賃借料につきましては、大網白里市全域で40のデータを基にした平均額は8,500円でございます。

なお、賃借料を物納している事例につきましては、コシヒカリ60キログラム当たり13,070円で換算して算出しております。

A4判横、1枚の大網白里市賃借料情報（参考）をご覧ください。

今回、算出した賃借料につきましては、前年、令和5年の金額と比較すると、田の部は表の下から2段目の平均で11,800円から13,900円と値上がりしており、畑の部は8,300円から8,500円と値上がりしております。

この、賃借料情報につきましては、農地の貸し借りをしようとする場合の目安として提供するもので拘束力はなく、実際の契約の際には契約当事者間でよく協議したうえで締結していただくこととなります。

次に、今後の予定につきましては、本総会におきまして賃借料情報の承認をいただくことができたら、広報の2月号に掲載させていただきたいと考えております。

また、市のホームページにつきましては、今月中に掲載させていただいて、周知して参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第 4 号 (利用権設定)

○議長 続きまして、日程第 6、議案第 4 号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

なお、整理番号 9 から 12 は、農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、事務局から議案第 4 号の整理番号 1 から 12 について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の 5 ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の 6 ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は 9 人、利用権の設定をする者は 11 人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が 61 筆で、面積 89,387.61 平方メートル、畑が 7 筆で、面積 5,673 平方メートル、田と畑の合計面積は、95,060.61 平方メートルでございます。

次に、議案書の 7 ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の 8 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、新規が 9 件、更新が 3 件の合計 12 件でございます。

整理番号 1 から 12 の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号 1、細草、田が 6 筆、9,650 平方メートル、6 年、物納、全面積で、コシヒカリ 1 等米 750 キログラム、新規。

整理番号 2、四天木、田が 3 筆、6,731 平方メートル、5 年、物納、10 アール当たり、米 1 等米 60 キログラム、更新。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号3、大網、田が12筆、5,598.61平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米60キログラム、新規。

整理番号4、大網、畑が1筆、1,090平方メートル、10年、無償、新規。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号5、木崎、田が1筆、2,998平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米60キログラム、更新。

整理番号6、池田、田が12筆、11,951平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米60キログラム、新規。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号7、桂山、田が5筆、5,988平方メートル、5年、物納、全面積で、米1等米540キログラム、更新。

整理番号8、下ヶ傍示、細草、田が6筆、15,018平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米70キログラム、新規。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

整理番号9から12は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。農地中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされております。

また、同条第3項第4号の規定に基づく農地中間管理機構の公益社団法人千葉県園芸協会において千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

整理番号9、細草、畑が5筆、3,889平方メートル、10年、金納、10アール当たり、1万円、新規。

整理番号10、細草、畑が1筆、694平方メートル、10年、金納、10アール当たり、1万円、新規。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

整理番号11、九十根、細草、田が10筆、24,226平方メートル、10年、金納、10アール当たり、米60キログラム相当額、新規。

整理番号12、細草、田が6筆、7,227平方メートル、10年、物納、10アール当たり、米60キログラム、新規。

なお、整理番号1から12の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件及び整理番号9から12につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて、すでに確認されており、農業委員等による調査は不要であるとの申し合わせが行われておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1の案件につきましては、川嶋一美委員、お願いいたします。

○川嶋委員 整理番号1について、調査報告します。

内容は、事務局の説明のとおりです。

12月30日に吉原推進委員と借受人、貸付人宅に伺いました。

2、3年前より貸付人の田は、借受人が耕作していましたが、今回、正式に申請をしたとのことです。

借受人は、認定農業者で経営規模の拡大を図っており、若く、将来地域の農業を担う人材です。設備、機械もそろっており問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3から4の案件につきましては、一括して、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、整理番号3と4について、調査報告をいたします。

内容は、事務局の説明のとおりです。

整理番号3と4は借受人が同一人のため、一括して、調査報告をいたします。

1月7日に関本推進委員と借受人、貸付人の自宅に伺い、話を聞きました。

双方とも、申請に間違いはないということでした。

貸付人は、相続手続きが終わったことから、本申請に至ったそうです。

貸付人は、会社等のため、耕作ができないことから、借受人に耕作を依頼したそうです。

借受人は、同じ地区で昔からよく知っていたので、話が決まったそうです。

整理番号4は、畑のため、荒らさないように耕作をしてもらうことが条件で無償ということだそうです。

借受人は、機械も労力もそろっており、問題はないと思いますが、慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6の案件につきましては、内海亮一委員、よろしくお願いいたします。

○内海委員 それでは、整理番号6について、調査報告いたします。

内容は、事務局の説明のとおりです。

1月7日、武田推進委員と貸付人宅にてお話を伺って参りました。

高齢により、農作業に限界を感じたため、新たに耕作している方がいないか、知人に相談したところ、今回、借受人を紹介されたそうです。

そこで早速、借受人に話をしたところ、自分も耕作面積を拡大したいと思っていたので、ぜひ、借受けたいということでした。そして、今回の申請に至ったとのことでした。

借受人と会い、確認したところ、間違いないので、よろしくお願いいたしますとのことでした。

農機具はそろっておりますので、特に何ら問題がないと思われませんが、皆様方の慎重なる審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号8の案件につきましては、板倉小百合委員、よろしくお願いいたします。

○板倉委員 整理番号8について、調査報告を申し上げます。

内容としては、事務局の説明のとおりです。

1月5日に片岡推進委員とともに、貸付人、借受人宅に訪問し、お話を伺いました。

貸付人は高齢となり、農作業が厳しくなったため、ご近所に住む借受人に相談したところ、話がまとまりまして、今回の申請に至ったそうです。

調査当日、借受人は不在でしたが、奥様に確認したところ、間違いなしとのことでした。

借受人は、後継者もおり、今年、田植え機を購入する予定で、これからも稲作づくりに取り組んでいきたいとのことでした。

何ら問題はないと思われませんが、委員の皆様方の慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から12について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号1から12に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から12について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から12について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から12の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

---

#### ◎議案第5号(非農地判断)

○議長 続きまして、日程第7、議案第5号、非農地判断についてを議題とします。

事務局から議案第5号の整理番号1から30について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の14ページから15ページにかけてご覧ください。

本案は、昨年7月から9月にかけて、農業委員及び農地利用最適化推進委員で実施された農地利用状況調査の一次判定で再生困難農地となり、非農地判断調査委員3名で実施された現地調査の二次判定でも、再生困難農地になった農地であることに加え、農業委員及び農地利用最適化推進委員による所有者への聞き取り調査結果を踏まえて抽出した、整理番号1から30までの各筆について、表の一番右側の列、判定地目(非農地判断後地目)欄のとおり非農地とするものでございます。

各、農地の大字等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

なお、本総会で非農地と判断された土地につきましては、所有者に対しまして非農地通知書を交付するとともに、法務局など関係機関へ非農地通知一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第5号、整理番号1から30について、質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第5号、整理番号1から30に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第5号、整理番号1から30について、一括して採決することについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第5号、整理番号1から30について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、整理番号1から30の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

---

#### ◎報告第1号～報告第4号

○議長 続きまして、日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第9、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、日程第10、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第11、報告第4号、転用事実確認証明についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書16ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は1件でございます。

農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書17ページから18ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は3件でございます。



各、農地の所在地及び権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届出地について、転用しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書19ページから20ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は3件でございます。

各、農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書に記載のとおりであり、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調っておりますので受理をいたしました。

最後に、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の21ページをご覧ください。

転用事実確認証明は1件の願い出がありました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地法第4条、第5条の許可後または受理通知後、法務局へ地目変更登記を申請するにあたり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員及び推進委員と確認しましたところ、目的のとおり転用されておりましたので、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第4号の説明がありました。ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第8から日程第11の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

事務局、どうぞ。

○事務局 事務局から、2点、連絡事項がございます。

まず、1点目は、農業委員、推進委員の皆様のお手元にお配りしております、A4判の令和5年度農業委員会役員会・総会予定表でございます。

昨年3月にお配りした時点では、本年、4月総会の日にち及び会場が未定でございました。

が、日にちは4月9日、火曜日、会場は農村環境改善センター農事研修室に決まりました。

なお、開始時間につきましては、総会直近の役員会で決まりますことから、調査依頼もしくは出席依頼の文書により、お知らせいたします。

次に、2点目は、お手元にお配りしております、黒い表紙の2024年農業委員会手帳でございます。

この手帳につきましては、スケジュールの他に、農業委員会憲章や農業委員会等に関する法律などが記載されておりますので、農業委員会活動の際においてご活用くださるようお願いいたします。

なお、身分証明書につきましては、現在、お使いの手帳から差し替えてご使用いただきますが、証明書の色は農業委員の方は緑色で、推進委員の方は紫色でございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

他にございませんか。

今関委員、お願いします。

○今関委員 増穂地区、瑞穂地区で水稲を大規模に経営していた方が亡くなられ、田が荒れてきてしまっている。このような場合は、どのようにしたら良いのか教えていただきたい。

○議長 事務局、どうぞ。

○事務局 ただいまの今関委員からのご質問につきまして、進め方については確認した上で対応していきたいと思っております。

また、増穂地区、瑞穂地区の両委員さんにおかれましては、ご協力のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 他にございませんか。

板倉委員、お願いします。

○板倉委員 地域計画について、お伺いします。

農業振興課の担当になると思いますが、アンケート取って、その後、何も動きがないのですが、状況が分かれば回答をお願いします。

○事務局 地域計画につきましては、アンケートは担当課の方で現在、集計しております。

今、先行して、長国地域において、アンケートの集計結果とかを基にした座談会を開催す

る予定であります。

すでにアンケートを実施しているところにつきましては、今後、長国地域の状況を踏まえ、その地域の現況地図等を提示した中で、座談会を進めていきますが、可能な範囲で関係機関と農業委員、推進委員におかれましては、ご協力をいただきたいと思います。

○議長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎閉 会

○議長 特にないようでございますので、以上で、本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第 21 回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3時51分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年1月10日

農業委員会会長 内山充弘

署名委員 梅原英男

署名委員 齋藤重幸